

令和4年度第3回多摩市都市計画審議会

(令和4年11月16日)

議事日程

第1 署名委員の指名

第2 第1号議案 多摩都市計画生産緑地地区の変更について

(資料1) (参考資料1)

第3 第2号議案 特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について

(資料2) (参考資料2)

第4 第3号議案 多摩市都市計画に関する基本的な方針改定について(諮問)

(資料3) (参考資料3)

都市整備部長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと存じます。

私は都市整備部長の佐藤でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和4年度第3回多摩市都市計画審議会でございます。前回同様、極力、委員の皆様相互の空間確保、飛沫防止対策、室内の常時換気と、3密の回避対策を施しながら開催させていただきたいと存じます。

換気の都合上、窓は開いておりますので、ちょっと寒いかなという場面があるかもしれません。上着等を羽織っていただければと存じます。お願いいたします。

それでは、本日の議事でございます。次第でございますとおり、審議会での審議事項が3件、協議会の案件が1件でございます。

資料は、事前に送付させていただいておりますが、皆様、お持ちでいらっしゃいますか。ない方がいらっしゃれば挙手をお願いしますが、大丈夫ですね。

それでは、本日の第3号議案での審議でございますが、多摩市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの改定について諮問させていただく予定となっております。都市計画審議会へ諮問するに当たって、阿部市長にも出席いただき、この場を借りて御挨拶させていただければと存じます。本来であれば、市長にも本日の審議の内容にも御参加いただくべきところでございますが、誠に申し訳ございません、この後、別の公務があるため、挨拶のみということで退席させていただくこと、御了承いただければと存じます。

それでは、阿部市長、よろしくお願いたします。

阿部市長 皆さん、改めまして、おはようございます。本日もお忙しい中、第3回都市計画審議会に御出席いただき、ありがとうございます。このところ毎日秋晴れで、本当に気持ちいい天候の中という形で、昨日はちょっと雨が降ったりもいたしましたが、今日も気持ちのいい秋晴れの下でございます。

今日は、都市計画マスタープランの改定についての諮問ということも

ございますが、都市計画とはと改めて考えると、本当に大変重要なまちの軸だと思います。改めて東京大改造計画を成し遂げた後藤新平さんの話を持ち出すまでもございませんが、将来にわたって、20年後、30年後、100年後、禍根を残さないまちづくりということが本当に大事な視点だと思っています。多摩市といえば、何といても多摩ニュータウンのまちづくりもございます。そして、今世の中が大きく変わってきています。それで、これまでの都市軸だけでなく、この新型コロナウイルス感染症の中で新たに生まれてきた、言ってみれば、これから先、10年後、20年後、もう少し先に見通すはずであったいわゆるDX、デジタルトランスフォーメーションをはじめ、いろいろな動きが顕著になってきています。この新型コロナの闘いの中で、行政の中でも大きく変わり始めてきております。

そのような中で、今回の都市計画マスタープランの改定でございますが、おおむね20年という長期的視点に立ったまちづくりの基本的な考えを明らかにしていくということにはなりますが、市民、そしてこのまちで仕事をされていく企業の皆さん、そして私ども行政を含め、多摩市の都市計画の進むべき方向を共有して、協働して実現していく、まさに先ほど申し上げたようなまちづくりの基本方針ということになります。

平成10年、1998年3月に策定以後、平成25年、2013年6月に、私が1期目の市長のときであります。改定させていただき、その後9年が経過し、現在、様々な関連計画が策定、改定されるとともに、今申し上げてきたように、その後さらに少子化・高齢化も進んできておりますし、社会経済状況も大きく変わってきています。そして、先ほど申し上げたような新型コロナウイルス感染症が発生しており、またそれを基軸に、さらに前倒しで行われてきている改革等もございます。また、地球温暖化等の気候危機、これらも実は2013年当時に想定していたものを大きく上回る勢いで、私たちも市議会と一緒に2020年6月に気候非常事態宣言を行いました。こうしたことも頭に入れていかなければなりません。

このような変化に対応して、おおむね20年後の多摩市のまちの姿を

見据えた方針を策定するに当たって、都市計画審議会の皆様の専門的な御意見や市民の皆様の御意見をいただきたく、本日諮問させていただきます。

なお、多摩市では現在、(仮称)第六次多摩市総合計画策定に向けた検討も進めております。議会の皆さんや市民の皆様にも御説明し、ワークショップなども開催させていただいておりますけれども、ここでも2030年度を目標年次としているSDGsあるいはカーボンハーフの取組を推進し、そして、何といたっても気候変動問題への対策、そしてまた多摩市が現在進めている「健幸まちづくり」のさらなる推進など、社会の在り方の変化を捉えた策定作業を現在進めております。

また、総合計画審議会の中で具体的な議論としては、現在話を伺っている中では、環境、防災、交通、道路、子育て、高齢者などが住みやすいまちといったハード面にも関連するキーワードもいただいております。これらのキーワードは、前回8月に開催されました第2回都市計画審議会においても、ハード・ソフト両面において、障がい者に配慮したまちづくり、あるいは庁舎建て替えに際し、防災面に対応したまちづくり、様々な世代の方から御意見をいただくまちづくりなどにも合致するものではないかと考えております。

さらに、前回の都市計画審議会では、既存地域のまちづくり、生産緑地など緑に配慮したまちづくり、都市計画マスタープラン改定に際しては、審議会の皆さんのほか、市民の方にもその改定過程に関わることができるような進め方などについても御意見をいただいたと伺っております。

今後、多摩市におきましては、現在Park-PFIで進めております多摩中央公園、また来年7月には多摩中央図書館もオープンする予定です。また、現在、東京都に進めていただいております南多摩尾根幹線の整備、さらに都営住宅の建て替え、そしてまた多摩都市モノレールの延伸など、様々なハード事業が進められていきます。20年後のまちの姿を見据え、第五次多摩市総合計画から引用して申し上げれば、市民や企業の皆さんが住んで、働いて活動して、みんなが笑顔になるまちを目

指すため、都市計画審議会の皆様方や市民の皆様には、長期間ということになりますが、多摩市のまちづくりに対して御協力をいただきたいと思っております。

ということで、外は秋晴れで気持ちのいい中ではありますが、この秋晴れがいつまでも地球に訪れるように私も願っておりますし、そしてまた10年後、20年後、この都市計画審議会での有効な有意義な議論が、そのときの市民にとって花が開けるような、そうしたまちづくりを進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、お忙しいところを本当に中林会長をはじめ、皆様方にいろいろ御苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。

都市整備部長 ありがとうございます。

申し訳ございませんが、市長は別の公務というところで、ここで退席させていただきますと存じます。

(阿部市長 退室)

都市整備部長 それでは、以降の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。中林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

中林会長 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案につきましては、非公開案件もありませんので、多摩市都市計画審議会運営規則第12条の規定に基づき、公開といたしたいと思えます。

また、傍聴者につきましては、多摩市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱規定に基づきまして、会場の都合により、本日は先着5名以内とさせていただきます。

本日傍聴希望の方はおられますでしょうか。

都市計画課主任 傍聴希望者はいらっしゃいません。

中林会長 傍聴希望者はおられないということで、このまま審議会を進めていきたいと思えます。

それでは、ただいまから審議会の審議に入りたいと思っております。

ただいまの出席委員は15名であります。委員総数は20名でございますから、定足数に達しております。

これより令和4年度第3回多摩市都市計画審議会を開会いたします。

なお、7番、〇〇委員、15番、〇〇委員、16番、〇〇委員、19番、〇〇委員、20番、〇〇委員は、都合により本日欠席するとの連絡をいただいております。

それでは、本日の議事日程第1、本日の議事録の「署名委員の指名」を行わせていただきたいと思います。多摩市都市計画審議会運営規則第18条第3項の規定に基づき、本日は9番、〇〇委員、10番、〇〇委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、審議に入りたいと思えます。日程第2、第1号議案「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」です。

それでは、事務局より資料説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、皆様、おはようございます。都市計画課長、松本でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは早速、議題に入らせていただきたいと思います。日程第2、第1号議案「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」御説明させていただきます。

本件につきましては、前回の令和4年度第2回多摩市都市計画審議会の協議会で報告したものでございますが、一部の生産緑地に対して、令和4年8月24日付で、東京都環境局から公共施設等の設置に伴う生産緑地法第8条第4項に基づく通知が発出されたことに伴い、内容の一部変更がございます。この後、御説明させていただきます。

初めに、資料の御確認をお願いいたします。

「資料1」と右上に書いてある資料を御覧ください。1ページから10ページが都市計画決定図書として、1ページが計画書、2ページが新旧対照表、3ページが変更概要、4ページから9ページが削除する生産緑地の位置と追加する生産緑地の位置を示した計画図、10ページが多

摩市全域を示した総括図でございます。

「参考資料1」と右上に書いてある資料を御覧ください。1ページから5ページが「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」、6ページは生産緑地地区に係る手続きの概要、7ページから12ページが今回削除する地区と追加する地区の現況写真、13ページが東京都環境局による公共施設等の設置に伴う生産緑地法第8条第4項に基づく通知、14ページが東京都との協議結果の通知書、15ページが都市計画法第17条に基づく縦覧等の経過でございます。御参考に御覧ください。

資料はよろしいでしょうか。

では初めに、これまでの経過を御説明させていただきます。前回の都市計画審議会の後、参考資料1の13ページでございます、令和4年8月24日付で、東京都環境局から公共施設等の設置に伴う生産緑地法第8条第4項に基づく通知が発出されております。その後、令和4年10月3日付で東京都との協議を行いまして、参考資料1の14ページにあるとおり、令和4年10月12日付で、変更について「意見なし」との協議結果通知書を収受してございます。

参考資料1の15ページの縦覧等の経過を御覧ください。都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を、令和4年10月20日から11月2日までの2週間行いまして、結果、縦覧者なし、意見書の提出もございませんでした。

本日の審議後、答申を頂き、12月中には市で都市計画変更を行いたいと考えてございます。

続きまして、資料1の1ページを御覧ください。

「第1 種類及び面積」の生産緑地地区の面積約24.61ヘクタールは、このたびの削除、追加及び面積精査を行った後の市内の生産緑地地区の合計面積になります。

次に、「第2 削除のみを行う位置及び区域」は、このたび削除する生産緑地地区になります。

今回の変更は、令和3年10月から令和4年5月までの間に生産緑地の買取り申出がなされ、生産緑地地区における行為の制限解除に至った

8地区及び生産緑地法第8条第4項に基づき公共施設等の設置を行った1地区について、都市計画変更し、生産緑地地区の全部及び一部の区域を削除するものでございます。

行為の制限解除により削除する生産緑地地区として、地区番号1の一部、約2,760平米、地区番号6の一部、約310平米、地区番号53の全部、約610平米、地区番号61の一部、約1,420平米、地区番号64の一部、約410平米、地区番号121の全部、約500平米、地区番号126の一部、約1,340平米、地区番号176の全部、約1,850平米の8地区と、公共施設等の設置により削除する生産緑地地区として、地区番号91の一部、約1万2,830平米の1地区の計9地区、2万2,030平米の生産緑地地区が削除されます。

このうち、公共施設等の設置により削除する地区番号91の一部につきましては、前回令和4年度第2回都市計画審議会での事前説明の際には約3,600平米の削除としておりましたが、令和4年8月24日付で、東京都環境局から公共施設等の設置に伴う生産緑地法第8条第4項に基づく通知が発出され、地区番号91の一部が連光寺・若葉台里山保全地域の土地として買収されたことを理由に、さらに約9,230平米が削除となり、計約1万2,830平米の削除となりました。

続きまして、計画図で御説明させていただきます。資料1の4ページを御覧ください。黒の太線で囲った部分が生産緑地地区でございます。その中で黒く塗り潰した部分が、このたび削除する部分でございます。

地区番号1番は、図の中央、少し左上にございます真明寺の北東側に位置します。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

地区番号6番は、図の右下にございます東電聖蹟桜ヶ丘変電所の北側に位置します。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

地区番号53番は、図の右端にある聖蹟桜ヶ丘女子学生会館の南側に位置します。区域の全部の削除のため、地区番号53番は削除となります。

次に、5ページを御覧ください。地区番号176番は、図の中央下にある都営多摩ニュータウン和田団地の北側に位置します。区域の全部の削除のため、地区番号176番は削除となります。

次に、資料1の6ページを御覧ください。地区番号64番は、図の右下、桜ヶ丘の住宅地の南東寄りに位置いたします。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

次に、資料1の7ページを御覧ください。地区番号61番は、図の左上にあるゆう桜ヶ丘桜ヶ丘児童館の南側に位置します。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

次に、資料1の8ページを御覧ください。地区番号121番は、図の中央右寄りにある多摩第三小学校の東側に位置します。区域の全部の削除のため、地区番号121番は削除となります。

地区番号126番は、図の中央左寄りにある乞田・貝取ふれあい広場の北西側に位置します。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

次に、資料1の9ページを御覧ください。地区番号91番は、図の左寄りにある多摩大学の東側に位置します。こちらが、東京都環境局からの生産緑地法第8条第4項に基づく通知により、削除箇所が増えた地区でございます。区域の一部の削除のため、生産緑地地区数としては減少いたしません。

なお、南多摩尾根幹線のトンネルの線形については、「変更前」と記載した上側の線が東京都から使用許諾を得ている線を示したものですが、最新の都市計画変更が反映されたものではございません。湿地に配慮して南側に寄せた最新の都市計画変更の線を「変更後」として併記させていただきました。

次に、資料1の1ページにお戻りいただけますでしょうか。「第3 追加のみを行う位置及び区域」は、このたび追加する生産緑地地区でございます。今回追加指定する箇所につきましては、地区番号110に一部追加となるものが1件、約270平米の生産緑地地区が追加されます。

続きまして、計画図で御説明させていただきます。資料1の7ページ

を御覧ください。黒の太線で囲った中で、縦線を引いている部分が既に生産緑地になっている部分、横線を引いている部分がこのたび追加する部分になります。

地区番号110番は、線が4本引かれていると思うんですが、そのうち左から2番目のところ、ちょっと小さめの四角のところになりますけれども、そこが該当になります。都営多摩ニュータウン聖ヶ丘団地の西側に位置するということになります。面積は約270平米追加となりますが、一部追加のため、生産緑地地区数としては増加いたしません。

戻りまして、資料1の2ページを御覧ください。新旧対照表に今回の変更を一覧でまとめてございます。生産緑地地区の面積変更としましては、先ほど御説明させていただいた削除と追加のほか、和田及び中沢地域で実施された地籍調査による面積精査がでございます。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査でございます。

3地区において面積精査を行っており、合計で面積が約700平米増えてございます。内訳としましては、地区番号29は、約30平米増え、約610平米に、地区番号30は、約240平米増え、約1,570平米に、地区番号173は、約430平米増え、約1,130平米に変更となります。

なお、前回協議会におきまして、地籍調査の進捗と、未実施箇所の生産緑地について御質問を頂戴しておりました。

市内の既存地区において、平成6年度より市道路交通課にて地籍調査の事業を実施しております。現時点で約9割が調査完了しているとのことでございます。調査結果が登記された際、生産緑地が該当していれば、今回変更の3地区のように、面積精査の都市計画変更を実施してございます。

地籍調査がまだ実施されていない地域としましては、和田・東寺方・落川・百草・聖ヶ丘・連光寺の一部地域とのことで、このうち生産緑地は和田・東寺方・落川・百草の一部地域に存在してございます。

資料1の3ページを御覧ください。変更概要でございます。今回の変

更によりまして、生産緑地地区の件数は、3件の全部削除により、133地区から130地区となり、生産緑地地区の総面積は約26.72ヘクタールから約24.61ヘクタールに変更となります。

今回の生産緑地地区の変更に関する御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

中林会長 事務局からの説明は以上でございます。それでは、何か御質問があればお伺いしたいと思います。

なお、前回もお願いしておりますが、コロナ対策のためにマスクを着用していただいております。アクリル板を各テーブルにも立ててございます。速記者の方に発言者が分かりづらい場合もあるかもしれませんので、発言の際には挙手の上、冒頭にお名前を付して御発言いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと念のためなんです、資料1の7ページの61番の、全体の中で非常に内側のところを解除されていて、階段で上がっていく道路が1本、外の道につながっているのか、反対側からはちょっとよく分からないのですが、この土地は現状ではまだ農地のままの写真のようになっているんですけども、これが将来どうなるかということはまだ分からないんでしょうね。

都市計画課長 お待たせして申し訳ございません。こちらにつきましては、市道で赤道になっているところで、そこから階段で抜けられるようになっているところがございます。こちらにつきましては、一応宅地にしていくというところで、農機具小屋があったところを整備してほしいと、市側からは話をしているという状況でございます。

中林会長 宅地としていかれる予定。

都市計画課長 はい、宅地としていくという話をしております。

中林会長 そうですか。赤道にしか接道していない土地で、宅地として開発することだと、建築基準法上、かならず道路を設置しなければいけないんですが……。

都市計画課主査 失礼いたします。一部、既存の道路で接道が取れている箇所ですので、

その御家族で建物を一戸建てられているところなので、その辺りは解決されているものと推測されます。

中林会長 要するに、どっち側になるのか分かりませんが、この斜線の部分が、残る生産緑地ですよね。そこに道路を入れると、生産緑地を外すことになるというのか、道路にしてしまうということになるんですが、それ以外で白地のところで道路を取れているという理解でよろしいんですか。

都市計画課主査 さようでございます。この図で説明させていただきますと、「関戸六丁目」という文字表記がございますが、その少し上側から黒い削除するところに二重の線が引かれていると思います。これが市道になっておりまして、これで接道が取れていると。この削除される生産緑地を図の左のほう、西側に抜けていきますと、会長が先ほどおっしゃった階段のほうに抜けていくというところで、一般の往来もあるところがございます。黒い削除する箇所は、市道で分断されていて、この南側の三角のようなところがもともと農機具小屋等に使われていたのですが、一部駐車場としての利用が見受けられたところもあるので、ここについては、もし農地として認められないような利用があるのであれば、削除していただきたいというところで、過去から調整をさせていただいているところで、今回削除します。この北側の四角い部分については、一部、建物を建てる予定だということで、今回、相続を理由に削除というところになっております。

中林会長 61番の右上のほうは、同じような道路ですが、道路で区切って、一連の61番だと思えるんですけども、道路を外した形で生産緑地になっているかと思えるんですけども、今のところは道路を含めて斜線がかかってしまっているんですけども、農道というか、それで大丈夫ということですか。

都市計画課主査 実際には外してかかっておりまして、図で表記すると線が重なってしまうというぐらいの幅員ですので、この部分については区切るような形で図は表記されていなかったというものでございます。

中林会長 分かりました。これは、べたっと一面全体が同じように見えるけれども、実はこの農道部分が外れているという理解をということですね。詳

細な図面だと、そうなっているということですね。

都市計画課主査 はい。

中林会長 分かりました。

ほかに質問はよろしいでしょうか。どうぞ。

〇〇委員 資料1の5ページと9ページの176と91番についてなんですが、黒塗りの中に1つだけ、ちょっと小さい白く残っている部分があるんですが、これは単純に、この地域、この白い抜きはもともと指定されていなかったのか、単に塗り忘れなのか、どっちなのか、ちょっと確認まで質問させていただきます。

中林会長 どうぞ。

都市計画課長 こちらについては、もともと指定されていないところになります。176番の四角で抜けているところは墓地になっておりまして、91番のところは鉄塔が立っているところになります。

中林会長 176番は墓地。分かりました。

ほかはよろしいでしょうか。では、御質問がないようでしたら、御意見等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの資料1、7ページの61番のところなんですが、約1万7,000平米ですから、かなり広い範囲で、全部の宅地造成をするとかなりの戸数が入ると思うんですけども、その人たちのアプローチというのは、今の説明のもともとの農道、赤道かどうか分かりませんが、赤道の延長線ですかね、それで可能なんですか。

都市計画課主査 61番の生産緑地の残りの部分を全部解除した場合は相当な面積になるという御質問でよろしかったでしょうか。

中林会長 いや、そうではなくて、もし開発をされるのであれば、それにふさわしい、例えば多摩市の大規模開発に伴う指導要綱その他で、道路アプローチはこのようにしなさいというのがもしあるのであれば、その部分についても線状に解除されるべきが筋ではないかなと思うんですけども、それを別途また解除して道路を整備して、きちんと車が入れるような道路にするんですということだと、また解除しなければいけない、一部。そのことを聞いているんです。

都市計画課主査 分かりました。ありがとうございます。今回のところにつきましては、御家族で自己利用されるというところでございますので、既存の接道で足りているというところでございます。

中林会長 分かりました。では、そんなにたくさん、びっちり宅地造成して販売するとか、そういうことではないということですね。

都市計画課主査 そのような認識で、よろしく願いいたします。

中林会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、本日、諮問ということで出てきておりますので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2、第1号議案「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」は、挙手により採決をいたしたいと思えます。

本件につきまして、原案のとおり決すべきものとするに賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中林会長 賛成全員ということでございます。第1号議案「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり決すべきものいたします。ありがとうございます。

それでは続きまして、日程第3、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」です。

事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 では、よろしく願いいたします。日程第3、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」御説明させていただきます。

本件は、前回の令和4年度第2回多摩市都市計画審議会の協議会で事前報告したものでございます。

初めに資料の御確認をお願いいたします。

「資料2」と右上に書いてある資料を御覧ください。特定生産緑地の公示資料として、1ページから4ページの「特定生産緑地（多摩市）の

指定及び解除」が、このたび指定する特定生産緑地の位置、面積等に係る資料です。

5ページから25ページの多摩市特定生産緑地指定図が、130地区の生産緑地の場所と、特定生産緑地の指定及び解除について示している資料でございます。

次に、「参考資料2」と右上に書いてある資料を御覧ください。1ページから6ページの「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」が、特定生産緑地を指定することについての概要でございます。

7ページの多摩市特定生産緑地総括図が、多摩市全域に対して多摩市特定生産緑地指定図の図郭を示している資料でございます。

8ページから28ページの「多摩市特定生産緑地指定図（令和4年度から令和8年度の間に出出基準日を迎える生産緑地地区）」が、表題のとおり、令和4年度から令和8年度の間に出出基準日を迎える生産緑地の位置を示している資料でございます。

前回、第2回都市計画審議会の協議会におきまして、生産緑地の買取りに対する長期的な展望をと御意見を頂戴しておりましたので、今後、近く買取申出が行われる可能性がある区域を確認できる資料として、計画的な買取りの検討のため、関係所管課には共有を図りたいと考えてございます。

なお、参考資料2の23ページ、右上に記載の図面番号では16番のうち、図面左上に描画している83番の生産緑地につきましては、前回の令和4年度第2回都市計画審議会にて、同様の図郭を示しているほかの図面と形状が異なるのではないかと御指摘いただきましたので、こちらは修正させていただいてございます。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、参考資料2、「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」を御覧いただきたいと思っております。本資料につきましては、第2回審議会で御説明させていただきましたので、重複する部分は説明を割愛させていただきたいと思っております。

3ページをお開きくださいますでしょうか。5の平成5・6年度指定の生産緑地に係る特定生産緑地の指定の「(2) 指定申請受付の結果」を御覧ください。今年度は、申出基準日をおおむね3年以内に迎える平成5・6年度指定の生産緑地を特定生産緑地の指定の対象として手続を進めてまいりました。①申請者数、②面積のうち、面積Dの全生産緑地の数値と、それに基づく申請のあった生産緑地の割合が、前回審議会で御説明させていただいた内容から変更となっております。

理由としましては、第1号議案「多摩都市計画生産緑地地区の変更について」で説明させていただいたとおり、91番の生産緑地に対して、東京都環境局から公共施設等の設置に伴う生産緑地法第8条第4項に基づく通知が発出されたことに伴う削除に伴いまして、生産緑地の全面積が減少するためでございます。

申請者数の割合について、「B 今回の指定申請の対象者数」及び「C 全生産緑地の所有者数」に対する「A 申請者数」のそれぞれの割合は、御覧のとおり、B分のAが50%、C分のAが3%でございました。

また、全生産緑地面積に対する指定進捗状況としましては、今回申請分Aと昨年度までに指定した分Cの合計の全生産緑地面積Dに対する割合となり、市内の87%の生産緑地が特定生産緑地として指定されます。

次に、参考資料2の4ページ、「(5) 特定生産緑地の指定案」を御覧ください。指定案は、資料2「特定生産緑地(多摩市)の指定及び解除」、多摩市特定生産緑地指定図のとおりでございます。

資料2、1ページの「特定生産緑地(多摩市)の指定及び解除」を御覧ください。こちらの表は、国土交通省作成の「特定生産緑地指定の手引き」に掲載されている様式例を参考に、特定生産緑地の指定及び解除案をお示ししたものでございます。今年度に変更のあったものについては、網かけでお示ししております。

表で示している生産緑地は、多摩市に存在する全ての生産緑地を掲載しております。したがって、平成5・6年度指定だけでなく、平成4年度及び平成7年度以降に指定した生産緑地も含まれます。また、表に示しております生産緑地は、令和4年12月告示予定の生産緑地の状

況を反映してございます。

それでは、表の見方について、御説明させていただきます。一番左側の特定生産緑地番号列は、特定生産緑地の番号を示しております。ハイフン記号の左の数字は、申出基準日が到来する年度を指します。また、ハイフン記号の右の数字は、生産緑地の地区番号を指します。例えば、1ページの1行目の番号022-1については、生産緑地地区番号1番で、平成4年度指定の2022年度に申出基準日を迎えたものになります。特定生産緑地の番号は、申出基準日を迎える年度と生産緑地地区番号で機械的に付されることから、特定生産緑地の指定申請がないものも、いずれかの番号に属することになります。

次に、左から2番目の列の位置列は、生産緑地が所在する位置を示します。

その右隣の列の生産緑地地区番号列は、生産緑地の番号を示します。

次の右隣4列は、生産緑地の面積を示します。そのうち、左から1番目の列は、生産緑地地区番号ごとの面積からさらに指定年度ごとに仕分けした面積です。2番目の列は、特定生産緑地に既に指定されている区域です。3番目の列は、特定生産緑地に新たに指定する区域です。ここにお示しする面積が今回、特定生産緑地に指定する面積です。4番目の列は、特定生産緑地の指定を解除する区域でございます。ここにお示しする面積は、令和3年度までに特定生産緑地の指定を行ったものの、その後、主たる従事者の死亡や故障を理由に営農が困難となったため、買取申出が行われた結果、生産緑地自体が削除となるものでございます。

次に、面積列の右隣の列の申出基準日列は、各生産緑地が申出基準日を迎える年月日を示してございます。前回協議会でいただきました御意見を基に、こちらの列と右隣の指定期限日の列は、期間の確認のしやすさ等を考慮しまして、西暦を併記させていただきました。

申出基準日の右隣から、指定期限日、図面番号、指定申請期間終了と続きます。指定期限日列は、特定生産緑地に指定した生産緑地が、申出基準日から10年経過する日を示してございます。

なお、約10年先の話にはなりますが、特定生産緑地の指定をさらに

10年間延長する場合、この指定期限日から10年を経過する日を延長後の期限とします。その際の表の作りにつきましては、前回協議会で御意見をいただいたところでございますので、検討を進めてまいります。

図面番号列は、当該生産緑地の区域を落とし込んだ図である資料2の5ページから25ページの多摩市特定生産緑地指定図の右上に記載の図面番号のうち、1から21のいずれかの番号を示しています。

指定申請期間終了列は、既に特定生産緑地の指定申請期間が終了している、特定生産緑地に指定されていない生産緑地を白丸で示しております。

資料2の5ページから25ページ、多摩市特定生産緑地指定図を御覧ください。実際の縮尺はA3サイズで印刷したものとなります。

指定図では、特定生産緑地に既に指定した区域、新たに特定生産緑地に指定する区域、特定生産緑地の指定を解除する区域、生産緑地地区の区域を示してございます。黒い太線で囲った区域が生産緑地地区の区域です。その区域において格子状の線で示した区域が特定生産緑地に既に指定した区域、縦線で示した区域が新たに特定生産緑地に指定する区域、黒で塗り潰した区域が特定生産緑地の指定を解除する区域でございます。また、生産緑地地区の付近の大きな数字は、生産緑地地区番号となります。

なお、今後の予定につきましては、参考資料2の「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」の6ページの「6 今後の予定」というところを御覧ください。今後の予定ですけれども、令和4年12月には特定生産緑地の指定の公示を行い、農地等利害関係人に特定生産緑地に指定したことを通知する予定でございます。

なお、ほとんどないと思うんですけれども、本日このように説明させていただいた後、特定生産緑地にする予定はなかったんだけど、公示までにどうしても何とかならないかみたいな相談が仮にあった場合、事務局側でもできるだけ対応を考えてまいりたいと思います。そのような相談があった場合は、委員の皆様には御報告させていただくなどの対応を取らせていただけたらと思いますので、その点、御了承いただけた

らと思います。

「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

中林会長 特定生産緑地の指定に係る状況について御説明をいただきました。何か御質問等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

この表について質問なんですけれども、例えばこの資料2の1ページの022-6というところを見ていくと、4番目の欄で、生産緑地地区というのが約560平米、既に指定されている区域等々の3列が特定生産緑地と書いてあるんですが、現状で言うと、約870平米を生産緑地にしてきて、特定生産緑地の指定を解除するのが約310平米とすると、残りが約560平米ということですよ。それをこの4番目の面積の一番左側が、特定生産緑地地区としてこれだけ残りますではなくて、生産緑地地区となっていて、この特定生産緑地の中に内訳が書いてあるという理解なんではないでしょうか。すみません。

都市計画課主事 担当者より説明させていただきます。おっしゃるとおり、生産緑地は約560平米、もともと指定されていた特定生産緑地が約870平米あったけれども、うち生産緑地が約310平米削除されて、そこは特定生産緑地も310平米、重なって指定されていたところなので、特定生産緑地も生産緑地もどちらも約310平米削除し、約560平米になるというものでございます。

中林会長 これは特定生産緑地という形で残るのではなくて、その特定生産緑地に指定するのだけれども、都市計画法的には生産緑地地区として残るんですという理解をすればいいということですか。

都市計画課主事 特定生産緑地に約560平米分指定されている生産緑地が残るということです。生産緑地約560平米は全て特定生産緑地に指定された形で残るということでございます。

中林会長 この表をそのまま読んでしまうと、特定生産緑地に既に指定されている区域が約870平米あって、その後、指定を解除する区域が約310平米出ましたということではないんですよね。そういうことなんですか。

都市計画課主事 ちょっと表の作りが分かりづらくて申し訳ございません。もともと生

産緑地としても約870平米ありまして、約870平米丸々を特定生産緑地として指定されていたんですけども、今回、生産緑地の削除がありましたので、生産緑地は約560平米になります。

中林会長 分かりました。特定生産緑地に移行した後にどうか、今年度分なんだけれども、全部移行しようとしたんだけれども、事情があつて310平米を解除しました。残りが生産緑地地区というところを見るのが、特定生産緑地としてもこれだけ残っていますよと読み取れということですね。

都市計画課主事 はい。特定生産緑地は870引く310で560、生産緑地は告示後の面積を表の中に示しているので、560と書いてあるところでございます。

中林会長 では、特定生産緑地への移行を示した以降に、その後にこういう変化が少しありましたというのが、増えているところはないと思うんですけども、減っているところはそういう状況だということですね。

都市計画課主事 おっしゃるとおりでございます。

中林会長 分かりました。ありがとうございます。
どうぞ。

〇〇委員 〇〇です。前回ちょっと質問しなかったのですが、申し訳ないんですけども、第1号議案の参考資料1の6ページのフロー図を開いてください。ちょっとそっちに関わってくることなので、審議している内容には全然問題ないんですけども、特定生産緑地に変更したりするときのいろいろなフロー図が分かりやすく、これが一番いいんですけども、このフロー図の中に、二重で囲んだ「農地等としての生産緑地の管理」というところに、「助言、指導等」、「市長等」と書いてあるわけですね。助言、指導したりするのが「市長等」というんですけども、「市長等」ということは、市長以外にも誰かいるのかなというイメージが湧くんですけども、多分そんなことではないのではないかな、市長しかできないのではないかなと思いますけれども、ちょっとそこだけ確認したかったので、申し訳ないですけども、お答えください。

中林会長 今の参考資料1のほうの流れ図で、「市長等」という「等」は何ですか

ということですが。

都市計画課長　こちらにつきましては、生産緑地法で「市町村長」と表記されているものを「市長等」としておりまして、首長以外の別の機関を示すものではございません。法に基づいた一般的な手続の流れを模式図としておりますけれども、多摩市に特化したものとして、修正するのであれば「市長」とお示ししたほうが分かりやすかったのかと思います。御指摘ありがとうございました。

〇〇委員　承知しました。

中林会長　これは、生産緑地として指定したにもかかわらず、農地としての適正な利用とか管理がされていない場合に、農地として利活用してくださいねという指導をする。その権限は都市計画の責任者である市長にある。そういうことですよね。

どうぞ。

西浦職務代理者　すみません。さっきの中林先生の御質問の資料2の表を見ていて気づいたので、ちょっと教えていただきたいんですけども、僕もよく分からなかったの。先ほどの説明はそうなんですけれども、例えば表の「特定生産緑地番号」の欄に024-9とあるじゃないですか、約2,020平米とあって。これは、解除するところはなく、そのまま生産緑地として約2,020平米ありますよね。だけれども、新たに指定する区域として約2,020平米という数字がこっちに入っているということになると、022-6の約560平米も、先ほどのお話だと、生産緑地のまま特定生産緑地としてということであれば、この数字も、約560平米というものは、新たに指定する区域に約560平米と入らないと、下と整合が取れないような気がするんですけども、この表はこれでいいんですかねというのはちょっと気づいたので、細かいことで恐縮です。すみません。

中林会長　よろしいですか。

都市計画課主事　024-9に関しましては、今回、令和4年度に新たに指定する区域なので、約2,020平米とこちらに書かせていただいております。先ほどの022-6に関しましては、昨年度令和3年度までに既に特定生

産緑地に指定したものの、今年度、約310平米削除がありましたので、新たに指定する区域は0平米となっております。

西浦職務代理者 分かりました。ではいいです。分かりました。

中林会長 ありがとうございます。特定生産緑地に今回新たに申入れがあったという意味ということですよ。はい。

よろしいでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。

全体としては、先ほどの数字が出てきた参考資料2のほうだと思えますけれども、面積で言うと、現在のところ、参考資料2の3ページの5(2)の②のとおり87%と、それで年度別に見ると、次の4ページにあります、平成4年度指定の分、これは令和2、3年度の申請分ですが、申請率は88%、面積として特定生産緑地に移行し、次年度指定分、今日お話ししている部分というのが91%分移行するということですので、ほぼ9割が形としては特定生産緑地に移行していると。ただ、その中で営農されている方が高齢化されて高齢者の方が多いということで、せっかく移行していただいても、解除の事例というのが今後も続くかもしれないと。そういうことから、今後、特定生産緑地にせっかく移行していただいたのだけれども、営農が続けられない等々の場合に、どのように都市にあるべき緑地として活用するかということで、先ほどの説明ですと、この資料を基に、関連する各課と連携しながら対応を検討していきたいという御説明があったかと思えます。そんな方向で取りあえず緑地として残せる形を模索しようという説明だったと理解しました。よろしいでしょうか。

もし御質問、御意見等がなければ、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について」は、以上の質問と意見ということで、今後、特定生産緑地の指定をさらに進めることになるわけですけれども、検討いただき、御参考にしていただければと思います。

それでは続きまして、日程第4に移りたいと思います。日程第4、第3号議案「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定について（諮問）」ということでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、日程第4、第3号議案「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定について（諮問）」を説明させていただきます。

本件につきましては、前回第2回都市計画審議会協議会の中で御説明させていただきました多摩市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの改定に当たりまして、審議会の意見を伺いたい旨、市長から本審議会中林会長宛ての諮問がございました。この件について御審議いただくものでございます。

それでは、当日配付させていただきました資料3のほうを御覧いただけたらと思います。令和4年11月16日付で、多摩市長阿部裕行より中林会長宛てに出された諮問文でございます。

多摩市都市計画に関する基本的な方針は、都市計画法第18条の2に基づきまして、住民に最も身近な自治体が、住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地区別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定める都市計画の方針として、多摩市では平成10年3月に策定され、その後、平成25年6月に改定を行いました。改定から9年が経過するとともに、多摩市では現在、(仮称)第六次多摩市総合計画を策定しているところでございます。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、社会情勢、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、上位計画である東京都の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定等も行われております。

このようなことから、多摩市として、現方針の検証を行いながら、今後の都市づくりの課題を整理するとともに、新たな総合計画の策定を踏まえ、多摩市都市計画に関する基本的な方針の見直しが必要であると考えます。つきましては、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定に関して、審議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

中林会長 説明は以上ということですか。それでは、何か御質問等あればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

現行の都市計画マスタープランというのが皆さんの机上にあると思いますが、これを全面改定しようということでございます。御意見等あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、それではお諮りしたいと思います。日程第4、第3号議案「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定について(諮問)」については、挙手により採決をいたしたいと思います。

本件の諮問を受けるということに賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中林会長 賛成全員と認めます。それでは、第3号議案「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定について(諮問)」は、原案のとおり決すべきものいたします。

なお、本諮問を今後審議するに当たり、多摩市都市計画審議会運営規則第19条の規定による特別委員会を設置し、議論を進めてまいりたいと思っております。また、特別委員会に属すべき委員及び臨時委員につきましては、同規則第19条第2項の規定により、会長が指名することとなっております。初めに、事務局よりスケジュールについて御説明いただき、その後、特別委員会を設置することについて御説明いただいて、御意見も伺えればと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは御説明させていただきます。スケジュール等が分からないまま特別委員会の設置につきまして判断いただくということも難しいと思っておりますので、スケジュールについて御説明させていただきます。

本日は、当日差し替えて、参考資料3のスケジュール案を置かせていただきましたので、こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、前回の協議会で御説明させていただいてございますので、変更点について簡単に御説明させていただきたいと思っております。なお、前回からの変更箇所につきましては、赤字で示してございます。

1つ目が、上段、意見・提言の募集についてでございます。こちらは、前回協議会の際に予定が未定となっていたため、今回、追記させていただいたものでございます。現在の都市計画マスタープランでは、第1章

から第3章に当たる全体のまちづくりについて意見・提言をいただくものでございます。市民への周知は、令和4年11月20日号の広報と公式ホームページで行い、意見・提言の募集は令和5年2月28日火曜日までの受付といたします。

2つ目が、意見・提言募集のすぐ下に記載しております市民意向調査の結果公表でございます。前回説明時は令和5年度5月頃を予定しておりましたが、時期を少し早めまして、1月中に公開する予定でございます。意見・提言を提出する際の参考となればと考えております。

3つ目は、庁内検討委員会幹事会の時期について修正いたしました。前回説明時は12月、1月に続けて実施予定としておりましたが、より効果的に議論ができるよう、ある程度議論が進んだ段階で幹事会で意見を聞くことといたしました。

変更点は以上でございます。

また、都市計画マスタープランの改定につきましては、都市計画審議会開催時に進捗報告を行わせていただきたいと存じます。その都度、参考資料3の形のスケジュールで御報告をさせていただきますけれども、経過とともに実行済みのものにつきましては、「済」という形で記載していくようにしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

中林会長 スケジュールについての御説明だったかと思えます。御質問等がございますでしょうか。

どうぞ。〇〇さん、どうぞ。

〇〇委員 〇〇です。質問というより御提案になるんですが、今、現時点でのスケジュールに対して、例えばこの表に対して、今11月の半ばだと思うところに真っすぐ縦線みたいなものを引くと、多分今どの時点にいるのかが分かりやすいと思うんですが、そういう提案をさせていただきたいという話をしていますが、いかがでしょうか。今は「済」とあるのですが、単純に、どこが間に合っていないとか、例えば早まっているみたいなことが一覧可能になると思うので、そういった提言です。

中林会長 よろしいでしょうか。

都市計画課長 御提案ありがとうございます。そのほうが、表の全体として、細かく「済」となっているよりも分かりやすいかなと思いますので、そのような工夫はしてまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

中林会長 ほかにいかがでしょうか。

取りあえずスケジュールとしては、赤字で今日入れていただいたところを、次年度すぐ改定に向かっていく中で、少し早めに市民意向調査の結果公表と、それから市民からの意見・提言等の募集を進めるということではちょっと尽力していただいて、年度内に進めようということにしたいと思っています。審議会での議論でもありましたので、事務局に感謝申し上げたいと思います。

もし御質問等がなければ、次に進んでよろしいでしょうか。

このスケジュール表の一番下のところに※印をつけて、特別委員会というものの説明がございます。特別委員会の設置につきましては、多摩市都市計画審議会運営規則第19条で議決することになっておりますので、都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会の設置につきまして、挙手にて採決をさせていただきたいと思っております。

本件につきまして、つまり改定のための特別委員会を設置することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中林会長 賛成全員と認めます。それでは、都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会を設置することに決しました。

特別委員会に所属する委員あるいは臨時委員につきましては、運営規則第19条第2項の規定で会長が指名するということになっております。委員及び臨時委員につきましては、本審議会の学識者と市民選出の委員並びに多摩市街づくり審査会、多摩ニュータウン再生推進会議の委員の中から、御本人の都合等も確認し、22名の人員で構成していくという方向で事務局とともに調整をしております。本日、特別委員会の設置について決させていただきましたことから、後日、正式に指名させていただくということになると思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、当審議会の委員の中で特別委員会のメンバーとならない方もいらっしゃいますけれども、特別委員会の内容や都市計画マスタープランの改定につきまして、また特別委員会での審議そのものも公開条例の対象になりますので、傍聴が可能になる運営を想定しております。本審議会においては、開催のたびに状況については報告をさせていただくことをお約束したいと思います。

それでは、特に御意見がないようでしたら、以上のような手続で特別委員会の委員について指名をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日の審議会としての審議案件は以上となります。

それでは、ここから協議会に切り替えて、1件御報告をさせていただきたいと思います。都市計画審議会につきまして、暫時休憩をさせていただきます。

—— 休 憩 （協議会開催） ——

—— 審議会再開 ——

中林会長

それでは、都市計画審議会を再開いたします。

本日予定しておりました日程については、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度第3回多摩市都市計画審議会を閉会したいと思います。熱心、かつ重要な御指摘もいただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上で散会したいと思います。ありがとうございました。

以上です。本日はどうもありがとうございました。

—— 閉会 ——

運営規則第18条第3項による者

会 長

委 員

委 員

令和4年度第3回多摩市都市計画審議会
(協議会)

(令和4年11月16日)

議事日程

1 その他

(資料4) (参考資料4、5)

中林会長

それでは、これより協議会といたします。

協議会日程第1「その他」でございます。

この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、よろしくをお願いいたします。その他というところになりますけれども、都市計画マスタープランの改定につきまして、市民意向調査や市民説明会をさせていただいたというところで御報告をさせていただきたいと思っております。資料4を御覧いただけたらと思っております。

初めに、○の1つめの市民意向調査につきまして御報告させていただきます。こちらは、10月5日水曜日から10月21日金曜日で実施いたしました。市民3,000人を無作為抽出いたしまして、アンケート用紙を送付いたしました。回答は、アンケートに同封の返信用封筒で返送いただくか、LoGoフォームでの回答といたしました。

LoGoフォームとは、QRコードを利用したインターネットによる手続のことで、今回のようなアンケートのほか、講座や説明会の申込手続などでも使われている方法でございます。

なお、LoGoフォームは、無作為抽出されていない方でも回答が可能なものとなっております。公式ホームページや広報でも周知を行いました。

配付しております資料は11月8日時点での回答数となりますが、昨日11月15日時点での最新の回答数は1,120人となっております。そのうち無作為抽出の回答が1,109人、無作為抽出以外が11人でございます。また、無作為抽出の1,109人の内訳としましては、郵送での回答が901人、LoGoフォームでの回答が208人ございました。

アンケートの内容につきましては、参考資料4として配付させていただきました。実施前に内容について御意見をお伺いできず、大変申し訳ございませんでしたが、市民アンケートにつきましては、計画策定時、前回改定時にも実施しておりまして、今回は前回のアンケートをベースに作成してございます。前回の改定時との意向の変化の比較を行いたいため、このような形とさせていただいたというところです。

また、内容につきましては、庁内の検討委員会のメンバーにも確認を取りまして、いただいた意見等を踏まえたものとなっております。

ほか、前回アンケート実施から10年ほど経過しているため、社会状況の変化等を考慮し、内容を変えている部分もございます。

前回と大きく異なる点は、1つ目は参考資料4の問5を見ていただきたいんですけども、こちら、駅周辺の住宅についての設問を追加いたしました。こちらは、駅周辺等の商業地域について、今までは商業・業務機能の施設の誘導を行ってまいりましたが、コロナ禍による商業・業務機能の施設の撤退とか、駅周辺の住宅需要が高まってきていることなどから、今後の商業地域の在り方について、市民の意見を伺うための質問となっております。

2つ目は、問8でございます。こちらは、前回改定時は、まちづくりへの市民参画についての質問としておりましたけれども、今回は、多摩市街づくり条例に基づくまちづくりの取組に対する質問といたしてございます。

また、前回協議会で、地域や世代の偏りがなるべく少なくなるように配慮するよう御意見をいただいていたかと思えます。今回、アンケートを送付するに当たり、参考資料4の1ページの問1の(5)の質問にある10地域から、各地域300人ずつの抽出を行ってお送りしてございます。アンケートでは、年代についての設定はしておりませんが、市民ワークショップの際は、応募があった中から、年代等を考慮した構成としたいと考えております。

次に、資料4の○の2つめ「多摩市のまちづくりに関するアンケート(中学生アンケート)」について御報告いたします。

こちらは、市内中学校の中学2年生を対象に行いました。期限を少し長めに取りまして、10月5日から10月31日までとし、601人の中学生に回答をいただいております。

アンケートの内容につきましては、参考資料5を御覧ください。こちらの質問内容につきましては、教育委員会等とも調整いたしまして、先ほどの市民アンケートよりも質問数を抑えまして、多摩市のよいところ、多摩市にあったらいいなと思うものなど、ポジティブな聞き方いたしました。

次に、〇の3つめの都市計画マスタープランに関する市民説明会について御報告いたします。

こちらは、各自治会・町会・管理組合の個別通知及び10月5日号の広報で周知させていただいたもので、10月15日の土曜日にベルブ永山にあります消費生活センター、10月18日火曜日に市役所で開催したという状況です。

各日7名に御参加いただきまして、南多摩尾根幹線や多摩都市モノレール、ニュータウンの今後についてなど、様々な御質問や御意見をいただいたところでございます。

説明会の詳細につきましては、11月中を目途に整理し、ホームページで公表していきたいと考えております。

市民意向調査のほうも、自由意見なども取りまとめた上で、また改めて御報告させていただきたいと考えてございます。

市民意向調査の結果と説明会の報告、雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

中林会長

ありがとうございます。市民意向調査に関連して、大きくは3種類ですね。参考資料4の一般市民向けの意向調査、質問用紙による調査、郵送とLoGoフォームという、ちょっと手法が違いますが、調査票は同じものが使われているということです。それから中学生に対するアンケート調査、さらに説明会ということでした。

何か御質問とか御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

〇〇です。よろしく申し上げます。

前回、私のほうから、いろいろな年代から意見を聴取していただければということで、意見を酌んでいただいてありがとうございました。

ただ、今回意向調査を行った中で、年齢のほうに偏りというのはあったのかというところがちょっと気になっています。教えていただけますでしょうか。

都市計画課長

意見を聞くときの年齢の調整というところは、申し訳ないのですが、

していないという状況でございます。また、回答のところでもどれぐらいの年代が多かったかというところも、ちょっとこれから一度整理させてもらって、報告できたらと思っております。

〇〇委員 分かりました。

中林会長 回収はもう終わっているんですね。だから、今後この票数が増えることはない。

都市計画課長 はい。

中林会長 それから、無作為抽出をされている部分の基になっている表は、何かから無作為抽出なんですか。選挙人名簿とか、住民基本台帳とか、いろいろなものがあるかと思うんですけれども。

都市計画課長 無作為抽出のほうは、市民課に依頼しまして、住民基本台帳のデータを基に、アトランダムに選択していただいたというところです。

中林会長 そうすると、10代よりももっと若い人にも行っている可能性があるということですか。

都市計画課長 無作為抽出は18歳以上ということでさせていただきました。

中林会長 18歳以上。では、ここでいう10代というのは、18歳以上の10代ということですね。では、それ以下をカバーするのが中学生アンケートということになるのかなと思います。ただ、調査票は違うので、直接的な比較はできませんけれども。

〇〇委員 すみません。あともう1個、よろしいでしょうか。

中林会長 はい。

〇〇委員 前回のマスタープラン改定時のアンケートもそうなんですけれども、そのアンケートの結果というのはいいんですけれども、具体的にその結果がどういう年代から出たのかというところが分類されていないので、正直、これは正確な情報ではないのかなと思うので、ちょっと年代別にどういう結果が出たのかというのを分類したほうがいいのかなと思っています。ほかの自治体だと、そういったこともやられているところもございまして、検討いただければと思います。

都市計画課長 御意見ありがとうございます。アンケート調査集計のときも、世代に

よってまちに望むものも違うと思いますので、そういったところはアンケート集計のときに整理してまいりたいと思います。ありがとうございます。

中林会長

よろしいでしょうか。

この参考資料4の問1の(5)というところを見ると、これは地番で10に区分していただいているんですが、多摩ニュータウンは下の4つですよ。ですから、人口でいうと7対3ぐらいではないかということで、多摩ニュータウンの人口数でいうと7割なんですけど、地区ごとに300ずつサンプリングしたということになっていますので、3・7が6・4の割合で、既存市街地の多摩ニュータウン以外の地域の皆さんを少し多めにサンプリングしているという形で今回のアンケートを組んでいただいているということかなと思っております。

300の中で平均して回収率が36%ぐらいですから、平均して回答されてくると、100サンプルぐらいが各地区から上がってくるのかなと思いますけど、あまりサンプルのグループを小さくすると、ある種の誤差が出る可能性があるんで、少し統合しながら、地域別に、かつ年代別に少し意見を見られるような形の集計をしておいていただければ、この本体に関わる部分ですが、後半のほうに地区別構想を考えるときに、それぞれの地域でどういう世代、年代の人がどのように考えているのかということが反映できてくるかなということで、ちょっとその辺の対応を考えていただければと思います。〇〇委員のお話もそういう観点かなと承りました。

それから、中学校も、学校によって学校区が決まっていますから、およそ地域が分かるということにつながっていくかなと思いますので、ただ単に集計というより、少し地域別の構想を考えるときにも役立つような集計をぜひしておいていただければと思います。

〇〇委員

ちょっとよろしいですか。アンケート自体が、現在の状況をお聞きしているというところで、将来の新しい姿を描き切れない可能性を持っていると思うんですね。具体的に申し上げますと、DXというか、交通でいえばMaaSとか、新しい流れが大きく変化してきているとか、自動運

転とか、それからヨーロッパでは、交通に人々のモビリティに対して S U D P という考え方。S U D P というのは、Sustainable Urban Development Plan。この計画が E U で全部共通で法律でつくって行って、そしてそれぞれが交通計画をやっているという大きな流れが来ているんです。その中では、日本の交通計画は渋滞と安全を何とかしようという流れだけでも、欧州は人をベースに考えようという、いわゆる交通の渋滞とか安全はもちろん重要なんだけど、人をベースに考えようというところが S U D P あたりではかなり転換してきていますので、こういうものがこのアンケートでは入らないんですよ。

もうちょっと言いますと、例えば問 2 の、満足度を聞いたら、満足しているけれども、それに対して政策の重要度について、政策としてはやるべきだ、あるいは不満だからここはかなり政策的にやるべきであるという重要度を聞くと、政策の方向性と現在のその人の置かれた状況が表現されるので、アンケートのやり方自体も、過去のやり方を踏襲するやり方の都市計画の話と、新しい時代に入った大きな流れをつくる、そのためのアンケートが必要なんじゃないかということで、アンケートでやるかどうかは別として、もう少し最新の様々な情報を住民に提供して、そこから意見を引き出していくという作業が抜け落ちているので、やや心配です。

以上です。

中林会長

ありがとうございます。これは前回にも多分出ていて、このアンケート票を見せていただいたのは実は今日が初めてですよ。終わってしまった後に見せられても何かちょっとむなしいとなるようなことで、ここをもうちょっとこのように改善したらいいんじゃないのかということが当審議会からは全くできない形で進行してしまったという点を含めて、今、〇〇委員からお話があったように、全体のスケジュールとしては、これから大がかりな調査はやらないにしても、いろいろな形でワークショップその他を進める上で、今の話ではなくて、20年後どうあってほしいのかということをごひともしっかりと考えていただけるという方向でのコーディネートなりファシリテートをして、まず皆さんに、「あなた

は20年後どうなっていますか」と。「俺は死んでいるよ」という人も多分いるんですけども、私は死んでいないと思いますが、そうではなくて、中学生とか、若い人で「20年後、子育てが終わって、うちもちょっと夫婦の生活が楽しめるといいな」とか、そういう世代の人たちに、多摩市にとどまってどんな多摩市にしてほしいのかをしっかりと伺っておくということがすごく大事なんだということですし、技術革新的な話でいうと、これはなかなか20年先は見通せないんですが、でも10年後ということがあります。

ただ、もう一つ、今、庁舎の建て替え問題で、新しい庁舎で新しい行政を展開するのが10年後ですから、それがうまくいくと、20年後、今の状況と全く違う行政と市民の関係、市民が必要とするサービスに対する行政からの提供の仕方が全く変わっているかもしれないので、そうした辺りの状況を理解していただきながら、さらに意見を伺っていく。特に、都市計画ではどこまでやれるかは分からないんですけども、情報インフラというのは本当にこれから大事な都市のインフラになっていくので、そうしたことを含めた未来志向のディスカッションやワークショップができるようにという御指摘だと思いますので、御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

西浦職務代理者 今の〇〇委員の御指摘はすごく大事な点だと思うんです。それで、アンケートを集計するとき、今の御指摘もそうなんですけれども、クロス集計をすれば、ちょっとは答えが見えてくるかもしれないですね。例えば、今御指摘のあった問2の満足度と問3をクロスするとか、こういう答えをした人はほかでどういう答えをしていて、どういう年齢でどこに住んでいるかという個人情報まで分かるわけですよ、大体。だから、通り一遍の解析ではなくて、今はすごくデータサイエンスの技術が、いろいろな方法が出ていますので、そういうものを駆使してやれば、ある程度、特定のものについて確率的に推計できるという方法があるんですよ。だから、そういうものも含めてクロスで集計すれば、すごく深いところまで出てくると思いますので、それをやったらどうかなと思います。

中林会長

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、協議会についてはこの辺りで終了にしたいと思います。次回の審議会には、多分この意向調査の最初の集計ぐらいいは出てきて、若干内容を踏まえた議論もできるかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。ほかはよろしいでしょうか。都市計画課長。

都市計画課長

事務局より次回の予定をご連絡します。

次回の開催は、案件があれば、2月に開催したいと考えてございます。その際はまた委員の皆様にご予定の確認をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

中林会長

それでは、この辺りで協議会については終了させていただきます。

—— 閉会 ——